

令和8年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係る
鳥獣侵入防止柵資材購入一般競争入札説明書

I．入札説明書

II．一般競争入札参加資格申請書

III．入札書様式

IV．仕様書

V．物品売買契約書（案）

VI．その他資料

令和8年10月

奄美市農林水産部農林水産課農水政策係

I. 入札説明書

令和 8 年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係る鳥獣侵入防止柵資材購入の契約における入札の告示（令和 8 年 10 月 7 日付）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1. 一般競争入札に付する事項

（1）件名

令和 8 年度鳥獣侵入防止柵資材購入

（2）契約期間

契約日から令和 8 年 12 月 24 日（木）まで

（3）仕様等

仕様書のとおり

（4）納入場所

奄美市名瀬大字朝戸 1489 番地 奄美市農業研修センター地内

（5）入札方法

入札金額は、物品毎の単価を数量に乗じて算出した合計額で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- （1）鹿児島県、宮崎県又は熊本県内に本社、支店又は営業所のいずれかを有する事業者のうち、本市物品の調達等に係る指名競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （3）奄美市より指名停止の通知を受けている期間中でないこと。
- （4）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （5）自社の社員や役員等が、奄美市暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 27 日条例第 7 号）に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

3. 一般競争入札参加資格申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格の申請を行わなければならない。

名簿に登録されている者であっても、受付期間内において一般競争入札参加資格の申請をしていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格申請書（様式第1号）

(2) 受付期間

令和8年10月7日（水）から令和8年10月19日（月）

（ただし、土日祝日を除く。）午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

奄美市農林水産課まで電子メールにより提出すること。

メールアドレス：norin@city.amami.lg.jp

電子メールによる提出後、電話にて到着の確認をすること。

4. 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

(1) 通知書交付日時

令和8年10月20日（火）

(2) 通知書交付方法

参加資格申請書に記載されたメールアドレス先へ通知するものとする。

5. 入札及び開札の日時及び場所、入札書を送付する日時及び場所

本案件は以下のとおり郵送入札で執行する。

(1) 入札の日時

令和8年10月27日（火）午前10時00分

(2) 入札の場所

奄美市役所名瀬総合支所3階小会議室2

(3) 入札書を送付する日時

一般競争入札参加資格確認結果通知書の受領後、令和8年10月26日（月）まで（必着）

(4) 入札書を送付する場所・指定受取人

〒894-8555 奄美市名瀬幸町25番8号 奄美市農林水産部農林水産課長 本田 邦洋

(5) 入札書の提出方法

一般書留又は簡易書留による郵送とする。

(6) 入札書の封入方法（別紙「入札書封入の注意事項」参照）

①入札書は、所定の様式により作成し、記名押印のうえ封入、封かんすること。

②封筒には入札の件名及び商号又は名称を記載すること。

③封筒には「入札書在中」と朱書きすること。

(7) 入札結果の通知

入札結果は令和8年10月27日（火）に電子メールで通知する。

（入札結果には入札参加事業者名、入札価格、順位等を記載）

6. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者による入札
- (2) 奄美市契約規則（平成 18 年奄美市規則第 41 号。以下「規則」という。）第 13 条の規定を満たしていない入札
- (3) 提出期限までに到達しないもの
- (4) 上記 5. (5) に記載の提出方法によらないもの
- (5) 記名押印のないもの

7. 落札者の決定方法

規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

8. 同一価格の入札について

開札の結果、同価の入札者が 2 人以上あるときは、執行者において「くじ」を引き、落札者を定める。

9. 再度の入札

開札の結果、落札者が無かった場合は、令和 8 年 11 月 4 日（水）までに再度入札書を郵送し落札者を定める。

10. 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、規則第 6 条の規定（資料 1）に該当する場合は、免除とする。

11. 契約保証金

見積もった金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、規則第 34 条の規定（資料 1）に該当する場合は、免除とする。

12. 契約書作成の要否 要

13. 契約条項 物品売買契約書(案)による。

14. 支払の条件 物品売買契約書（案）による。

15. 契約担当者の氏名及び名称並びに所在地

奄美市長 安田 壮平

〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

16. その他

（１）競争参加者は、提出した書類等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

（２）質問書の提出及び回答

①入札説明書又は仕様書等に関する質問がある場合は、「質問書」（資料２）に所定の事項を記入の上、令和８年 10 月 14 日（水）午後５時までに電子メールにて提出すること（電話により質問書の到着確認をすること）。

②回答は、令和８年 10 月 16 日（金）までに質問者名を伏せた上で、奄美市ホームページに掲載する。

（３）本件に関する照会先

〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

奄美市農林水産部農林水産課農水政策係（担当：上野）

電話番号：0997-52-1157 電子メールアドレス：norin@city.amami.lg.jp

Ⅱ. 一般競争入札参加資格申請書

様式第 1 号

一般競争入札参加資格申請書

令和 年 月 日

奄美市長 安田 壮平 殿

住 所
商号または名称
代 表 者 氏 名
電子メールアドレス

貴事業主体より公告のあった令和 8 年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係る鳥獣侵入防止柵資材購入における標記入札参加資格について、下記のとおり申請します。

記

- 1 公告日：令和 8 年 10 月 7 日（水）
- 2 事業名：令和 8 年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）
- 3 件 名：令和 8 年度鳥獣侵入防止柵資材購入
- 4 添付書類
（1）事業報告書（過去 2 か年間）
鳥獣侵入防止柵資材に係る事業実績（様式第 2 号）

様式第 2 号

鳥 獣 侵 入 防 止 柵 資 材 に 係 る 事 業 実 績

発 注 者	件 名	契 約 金 額 （ 千 円 ）	契 約 年 月	納 品 年 月

※実績（過去 2 か年）については，対官公庁に限らず，民間企業等との取引も該当があればご記入ください。

Ⅲ. 入札書様式
様式第 3 号

(その 2) (物品 (総価契約) 用)

入札書					
一金					
内 訳	品名	品質形状	数量	単位	備考
	鳥獣侵入防止柵資材	仕様書のとおり	1	式	納入場所までの 輸送費を含む
納入期限		令和 8 年 12 月 24 日	納入場所	奄美市名瀬大字朝戸 1489 番地 奄美市農業研修センター地内	
上記のとおり入札します。 年 月 日 契約担当者 奄美市長 安田 壮平 殿 住 所 氏 名 印					
(注) 入札金額は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとする。					

年 月 日上記入札金額の 100 分の 110 に相当する
金額で落札相手方決定通知 印

(入札書封入の注意事項)

1. 下記の封筒を作成し、入札書を封入、封かんしてください。

表	裏
入札書在中 奄美市長 安田 壮平 殿 「令和八年十月二十七日 開札 (件名 令和八年度鳥獣侵入防止柵資材購入)」	割印 商号又は名称 割 印 割印

2. 一般書留又は簡易書留の封筒に上記1の封筒を同封のうえ提出先まで郵送してください。

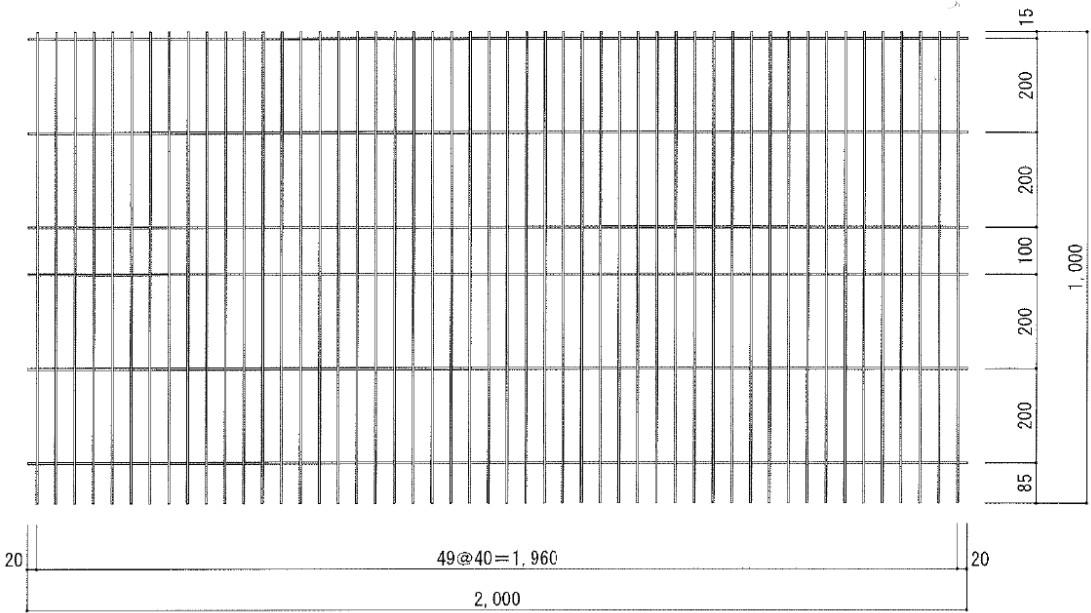
IV. 仕様書

仕 様 書

- 1 件 名 令和8年度鳥獣侵入防止柵資材購入
- 2 資材納入先 奄美市名瀬大字朝戸 1489 番地 奄美市農業研修センター地内
- 3 規格・数量等

名称・規格	数量	備考
(1) ワイヤーマッシュ柵（総延長：5,960m） 金網（メッキ線） 鉄製，溶融亜鉛メッキ，14 年以上の耐用年数を有するもの。 寸法：φ4 mm×縦1,000 mm×横2,000 mm （メッシュ間隔） <u>下記の構造図のとおり</u>	2,980 枚	防錆仕様（亜鉛めっき等。素材前処理及び後処理によらず、めっき処理については、JIS 規格に準拠。）
(2) 結束線（ステンレス） ステンレス製であること。 寸法等：φ1.2 mm、長さ 350 mm（300 本/kg）	75 kg	

【構造図】



- 4 その他
- 納入の際は，市が別途提示する「農家別資材配布一覧」（農家毎の柵の延長を示す）に基づき、各資材を分けて納入すること。

V. 物品売買契約書（案）

物 品 売 買 契 約 書（案）

奄美市（以下「買主」という。）と
（以下「売主」という。）との間において、物品売買契約を次の条項により締結する。
（契約の内容）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（1） 売買の目的

品 名	規 格	数 量	単 位	金 額	備 考
鳥獣侵入防止柵資材	仕様書のとおり	1	式		
消 費 税					
合 計					

（2） 売買代金 一金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に 10/110 を乗じ
て得た額である。）

（注）（ ）の部分は、請負者が消費税に係る課税業者である場合に使用する。

- （3） 納入期限 令和8年12月24日
（4） 納入場所 奄美市名瀬大字朝戸1489番地奄美市農業研修センター地内
（5） 契約保証金

（納入の終了の通知）

第2条 売主は、物品の納入を終了したときは、納品書をもって、その旨を買主に通知するものとする。

（検査）

- 第3条 買主は、前条の納品書を受領したときは、その日から7日以内に、売主又はその代理人の立会いの下に、検査をするものとする。ただし、売主又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、売主は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 2 検査の結果不良品があるときは、売主は、当該物品を遅滞なく引き取り、買主の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 検査に合格したときは、買主は、現品を受領するものとする。
- 4 検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、売主の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて売主の負担とする。

(契約不適合責任)

第5条 買主は、種類、品質又は数量に関して、物品に本契約の内容に適合しない状態がある場合（以下「契約不適合」という）、買主の指定した方法による追完請求（目的物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡し）をすることができる。

2 買主は前項に規定する場合において、前項の追完請求をおこなうことなく、自らの選択により、売買代金の減額請求をすることができる。

(売買代金の支払時期)

第6条 買主は、検査が完了し、現品を受領した後、売主から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に売買代金を支払うものとする。

(契約の変更)

第7条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価に著しい変動を生じ、そのため売買代金の額が著しく不相当であると認められるときは、買主売主協議して売買代金の額を変更することができる。

2 売主は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、買主に対して遅滞なくその理由を付して、その期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、買主売主協議して定めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、買主は、必要があると認めるときは、この契約の内容に重大な変更を及ぼさない範囲において、この契約を変更することができる。

4 前号の規定により買主が契約を変更したことにより売主に損害を生じたときは、買主は、その損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は、買主売主協議して定めるものとする。

(納入遅延に対する遅延利息)

第8条 売主がその責めに帰すべき理由により納入期限までに物品の全部又は一部を納入しない場合は、売主は、買主に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、売買代金の額から買主が既に受領した部分に相応する売買代金の額を控除した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して年3.0パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第9条 買主がその責めに帰すべき理由により第6条に規定する期間内に売買代金の全部又は一部を支払わない場合は、買主は、売主に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払いを完了する日までの日数に応じ未支払売買代金の額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 10 条 売主は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は継承させてはならない。ただし、買主の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第 11 条 買主は、売主が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により売主に通知して、この契約を解除することができる。

- (1) 売主の責めに帰すべき理由により第 1 条第 3 号に定める納入期限又は第 5 条第 1 項の指定する期日までに良品を納入しないとき。
 - (2) 前条の規定に違反したとき。
 - (3) 前 2 号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により買主がこの契約を解除したときは、売主は、売買代金の額の 100 分の 10 に相応する額を違約金として、買主の指定する日時までに、支払うものとする。
- 3 第 1 項の規定により買主がこの契約を解除した場合において、買主が既に受領した部分があるときは、これを買主の所有とすることができる。この場合において、買主は、当該部分に相応する売買代金の額を売主に支払うものとする。

(費用の負担)

第 12 条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、売主の負担とする。

(契約に関する紛争等の解決)

第 13 条 この契約に定めない事項及びこの契約に関する紛争については、買主売主協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、買主売主記名押印の上、各自 1 通を保持する。

令和 8 年 月 日

買主 住 所 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

契約担当者 奄美市長 安田 壮平

印

売主 住 所

印

VI. その他資料

資料 1 奄美市契約規則

(入札保証金の納付の免除)

第 6 条 契約担当者は、次に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が過去 2 か年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と当該一般競争入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、その者が落札した場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 物品の売払いに係る一般競争入札に参加しようとする者が、落札した場合に売払代金を即納すると確実に認められるとき。

(契約保証金の納付の免除)

第34条 契約担当者は、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去 2 か年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、建設工事請負契約で、契約金額が500万円を超える場合を除く。
- (4) 法令により契約代金の延納が認められる場合において、契約の相手方が確実な担保を提供したとき。
- (5) 物品を売り払う場合において、契約の相手方が売払代金を即納するとき。
- (6) 随意契約の方法により締結する契約で、契約金額が50万円（保管、郵送に係る契約にあつては、30万円）を超えないものを締結するとき（契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (7) 国、他の地方公共団体その他公共団体が契約の相手方であるとき。
- (8) 市がする特定の土地又は家屋の買入れ又は借入れに係る契約を締結するとき。
- (9) 委託契約をするとき。
- (10) その他市長が特に必要と認めたとき。

資料 2 質問書

様式第 5 号

令和 年 月 日

契約担当者

奄美市長 安田 壮平 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

連絡者・連絡先

質 問 書

件 名	令和 8 年度鳥獣侵入防止柵資材購入	
納入場所	奄美市名瀬大字朝戸 1489 番地 奄美市農業研修センター地内	
質問箇所	質問事項	備考

- (注意事項)
- 1 質問書の提出は主管課へ電子メールにて行ってください。
 質問の受付期限は令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 5 時までです。
 （電話により質問書の到着確認をしてください）
 提出先の電子メールアドレスは次の通り norin@city.amami.lg.jp
 - 2 回答は、令和 8 年 10 月 16 日（金）までに質問者名を伏せた上で、奄美市ホームページに掲載します。
 - 3 仕様書等を十分に確認後、不明な点を質問してください。